

○むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（関係箇所抜粋）○

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において生活環境の保全上支障のないように適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の再生利用を促進することにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、再生利用が可能な製品の普及を図らなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量等に関する市の施策に協力しなければならない。



（相互協力）

第6条 市民、事業者及び市は、廃棄物の減量等の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。



（事業者が行う廃棄物の減量等）

第11条の3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべく抑制すること、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、容易に再生利用することができる製品の開発、再生利用が可能な廃棄物の回収体制の整備、再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

（一般廃棄物の適正処理）

第12条 事業者は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外の廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）を自ら運搬し、又は処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に従い、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 市民は、一般廃棄物の収集を受けるに際して、一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び有害ごみに分別した上で、市長の定める方法により排出することとし、その収集場所の清潔を保持しなければならない。

4 事業者は、事業系一般廃棄物を廃棄物の収集又は運搬を業とする者に収集させるに際して、排出の方法等について市長の定める方法に従うとともに、その収集場所の清潔を保持しなければならない。

○ むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（関係箇所抜粋） ○

（排出禁止物等）

第 13 条 市民及び事業者は、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 容積又は重量が著しく大きいもの
- (6) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

排出禁止物はアックス・グリーンでも受け入れできません。購入店にご相談してください。



2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民及び事業者は、第 1 項各号に掲げる一般廃棄物を運搬し、又は処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（製品等の適正処理の確保）

第 14 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発に努めること、その使用者に適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

産業廃棄物処理（収集運搬・処分）業許可業者について

青森県のホームページから

○産業廃棄物処理業者名簿

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-1126-1715.html>

※PDF ファイル形式で許可を受けている業者のリストを掲載している。むつ・下北圏内から業者を選ぶ場合には「むつ」と表示されている列の「○」をクリック。
収集・運搬は「産業廃棄物収集運搬業者」に、処理・処分は「産業廃棄物処分業者」にそれぞれ委託してください。

○事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/guidebook.html>

※産業廃棄物の処理に関する基準・規制について詳しくまとめています。

むつ・下北地区では
収集運搬業者 59 社・処分業者 13 社
業者によって取り扱える廃棄物が違うから注意！

